

第 6343 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 17日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 食料品のお歳暮

Q : お歳暮に5,000円の食料品を贈ろうと思います。この費用は、1人当たり5,000円以下の飲食費として交際費から除外することができますか？

A : 交際費になります。

【解説】

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、その得意先や仕入先その他事業に関係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、飲食その他これに類する行為のために要する費用(もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族等のために支出するものを除く)で、1人当たり5,000円以下のものについては、これに含めなくてよいこととなっています。

飲食その他これに類する行為のために要する費用とは、通常行われる得意先等に対する接待にかかる飲食費用のほかに、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して差し入れられる弁当などが対象になりますが、この場合の弁当は、得意先等において差し入れた後相応の時間内に飲食されるであろうと想定されるものとされています。

お尋ねのような食料品の贈答は、いわゆるお歳暮と変わらないことから、1人当たり5,000円以下の飲食費にはならず、本来の交際費等として取り扱われることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】